

埼玉県地域強靱化計画の進捗状況についての総合的な評価 (令和3年度)

取組 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機、福祉】

【計画書の記載内容】

地震による建物倒壊や列車転覆事故等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施する。

大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施する。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援等に取り組む。

○ 取組の必要性

大規模な災害や事故などに即応できるよう、実践的な訓練や研修を繰り返し実施し、被害を少しでも軽減する必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 消防機関、埼玉DMA T及び埼玉県防災航空隊で構成する埼玉県特別機動援助隊の実践的な訓練により災害対応力を強化する。
- ・ 県・市町村職員のあらゆる危機事案に対処できる体制を確保する。
- ・ 県内全市町村での避難行動要支援者名簿に基づく個別計画を令和2年度末までに作成する。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 埼玉県特別機動援助隊において、令和3年4月から、県内の災害対応力の強化を図ることを目的に、消防の対象を一部の消防から県内の全消防本部に拡大した。また、多数傷病者災害を想定した実践的な研修・訓練を累計21回実施した。
- ・ 市町村長向けのトップフォーラムをはじめ、県及び市町村職員を対象に危機管理指導者養成研修などの総合的な危機対処能力の向上を図る研修を実施した。令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修を規模縮小や中止したが、国民保護図上訓練に加え図上検討会を実施し、関係機関との連携を確保した。
- ・ 災害や危機事案に迅速・的確に対応できるように、九都県市合同防災訓練など関係機関と連携した訓練を実施した。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の訓練開催を中止したものの、システム入力やオンラインでの災害対策本部会議の実施など、関係機関と連携した訓練を実施した。
- ・ 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画については、全ての市町村で個別計画の策定に着手済となった。また、災害対策基本法の改正を受け、市町村に対する実効性のある個別計画策定について、研修を実施した。

○ 評 価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 災害に強い都市づくり【都市】

〔計画書の記載内容〕

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置等の燃えないまちづくりを推進する。

○ 取組の必要性

災害の発生による市街地火災を抑制するため、延焼対策など災害に強い都市づくりが必要である。

○ 目指す姿

- ・ 平成29年度から令和3年度までに防火地域又は準防火地域を25地区以上指定し、建物の更新時に不燃化・難燃化を促進する。
- ・ 令和3年度末までに土地区画整理事業、市街地再開発事業により良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積を20,400haとする。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 防火地域又は準防火地域を朝霞市など53地区とさいたま市内一部地域に指定した（累計3,757.6ha）。
- ・ 市町職員向けに「防火地域又は準防火地域の指定に関する考え方」の配布や、県内55市町と勉強会を実施した。
- ・ 土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積が644ha増加した。
- ・ 市町村の住宅密集地改善計画の策定に向け、防災やまちづくりに知見のある専門家を10市町に派遣し改善計画案の作成支援を実施するとともに、埼玉県住宅密集地改善連絡会議を開催し、市町村へ情報提供を行った。
- ・ 災害拠点病院周辺（2地区）の木造住宅等に感震ブレーカーを設置した。
- ・ 市町村の住宅密集地の特定や改善計画の策定に向け、県による技術的支援を5市町で実施した。

○ 行動指標

- ・ 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積

策定時 (H27年度末)	最新値 (R3年度末)	目標値 (R3年度末)
19,530ha	20,524ha	20,400ha

(埼玉県5か年計画)

○ 評 価

目指すべき姿を達成したが、引き続き災害の発生による市街地火災を抑制するため、延焼対策など災害に強い都市づくりに取り組んでいく。

取組 住宅・建築物の耐震化等の促進【福祉、保健、都市、教育】

[計画書の記載内容]

建築物等の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかける。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化の支援をする。

○ 取組の必要性

建築物の倒壊による死者・負傷者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 住宅及び多数の者が利用する民間建築物の耐震化率を令和3年度末までに95%以上とする。
- ・ 県営住宅を年間130戸程度建て替える。
- ・ 社会福祉施設の耐震化率を令和3年度末までに98%以上とする。
- ・ 災害拠点病院の耐震化率を令和元年度末までに100%とする。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 住宅の耐震化については、リーフレットを作成し耐震改修の啓発や市町村の補助制度の周知を図り、令和3年度末時点で耐震化率93.9%となった。
- ・ 多数の者が利用する民間建築物の耐震化については、所有者への直接訪問による働きかけなどを実施するとともに、耐震診断、改修工事費等に対する助成を実施した。
- ・ ブロック塀などの安全対策について、リーフレットやホームページで安全対策の周知を図った。
- ・ 県立高校の実験実習棟など、校舎、体育館以外の耐震補強や改築工事を43棟実施し、令和3年度末時点で耐震化率96.0%となった。
- ・ 県立学校においてブロック塀等の改修を47校実施した。
- ・ 市町村立小中学校施設については、校舎、体育館等の構造体の耐震化が平成29年度までに完了した。
- ・ 市町村立小中学校における非構造部材（ブロック塀を含む）について、点検の結果、安全対策が必要であるが対策が不十分なものに対して、安全対策を実施するよう働きかけた。

- ・ 県営住宅は老朽化した団地の建替えを行い、7団地709戸の供用を開始した。
- ・ 社会福祉施設の耐震化については、耐震化促進補助を活用して耐震化を進め、令和元年度末時点で耐震化率96.0%となった。
- ・ 災害拠点病院の耐震化を促進し、令和3年度末時点の耐震化率は95.5%となった。倉庫及び事務所について未耐震である災害拠点病院残り1病院に対し、耐震化の対応方針について調査を行った。また、未耐震（耐震診断未実施を含む）の病院に対して耐震改修状況調査を行い耐震化を促すとともに、活用できる補助金の情報を提供して、3病院に対し補助金を交付した。

○ 行動指標

- ・ 多数の者が利用する民間建築物の耐震化率

策定時 (H26年度末)	最新値 (R3年度末)	目標値 (R3年度末)
89.6%	94.6%	95.0%

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

目指す姿の達成に向けておおむね順調に進んでいるが、引き続き、住宅・建築物の耐震化を促進し、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化については努力を要するものと評価している。

取組 警察の災害対応力の強化【警察】

[計画書の記載内容]

災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進める。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行う。

防災週間等と合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊ごとの個別訓練、九都県市合同防災訓練等の他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化する。

○ 取組の必要性

警察で災害対応に遅延が発生しないように、警察署の耐震化や防災訓練により災害対応力を強化する必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 警察署の耐震化率を令和元年度末までに100%とする。
- ・ 耐震性水槽の設置率を令和2年度末までに100%とする。
- ・ 非常用発電機を計画的に更新する。
- ・ 地震、風水害等の大規模災害発生時に救出活動を展開するために迅速に警備体制を確立するとともに、関係機関と緊密に連携する。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 大宮警察署、岩槻警察署、所沢警察署及び朝霞警察署の庁舎改築を行い、警察庁舎47施設全ての耐震化が完了した。
- ・ 深谷警察署、久喜警察署、鴻巣警察署、幸手警察署、北部機動センター及び上尾分庁舎に耐震性水槽を設置し、対象44施設の設置が完了した。
- ・ 警察本部、新座警察署、川越警察署、草加警察署及び吉川警察署の非常用発電機を更新した。
- ・ 自治体や消防機関と各種訓練を実施して、平時から顔の見える関係を構築した。
- ・ 整備した救助用ボートを使用した水害対応訓練や災害活動用資機材の習熟訓練を反復するなど、職員個々の災害対応力の向上を図った。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 自助と共助による地域単位の防災力の向上【県民、危機】

〔計画書の記載内容〕

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施する。家具の固定を促進するため、ホームセンターとの連携を進める。

○ 取組の必要性

災害における被害を最小限にとどめるため、事前の備えとして、3つの自助の取組やマイ・タイムラインの普及を図る必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 県民が3つの自助の考え方を理解しており、震災を予防する措置を講ずるよう努めている。
- ・ 県民一人ひとりが、台風などの風水害時に迅速かつ適切な避難行動が取れる。

○ 令和1～令和3年度の取組

- ・ 3つの自助の考え方を県で養成したインストラクターや市町村職員による出前講座を実施した。なお、令和2、3年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大きく減少したが、新規マニュアルブック（地震時の行動編）の作成や既存のマニュアルブックを使用した研修を実施するなど、啓発や人材育成に努めた。また、新規マニュアルブックを希望する6町村の各世帯（38,300部）に配布した。
- ・ 自助の取組の一つである家具の固定率については、令和3年度時点で71.1%となった。
- ・ マイ・タイムラインへの理解と作成を促すため、防災マニュアルブック風水害・土砂災害編を作成し、希望する自治体に890部配布した。
- ・ まいたま防災アプリに、防災マニュアルブック風水害・土砂災害編を掲載した。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 災害情報の共有と県民への適切な提供【県民、危機、県土、都市、警察】

[計画書の記載内容]

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供する。

災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

○ 取組の必要性

県民の避難行動を促すため、防災関係機関と災害に関する情報を共有し、様々な情報を迅速、的確に伝達する必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供する。
- ・ 災害オペレーション支援システムを活用し、防災関係機関と避難情報を共有する。

○ 令和元～令和3年度の取組

- ・ 危機管理型水位計を30箇所設置した。
- ・ 簡易型河川監視カメラを58箇所設置した。
- ・ 埼玉県川の防災情報を通じて、県民に水位等の観測情報を提供した。
- ・ 災害オペレーション支援システムについて、避難勧告等に関するガイドラインが改定され、避難情報に「災害発生情報」が追加されたことを受け、システム改修を実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症蔓延期における災害に備え、「避難所の混雑状況」をLアラートに発信できるよう、システム改修を実施した。
- ・ 災害対策基本法等の改正案を踏まえ、「避難勧告」が「避難指示」へ一本化されることを受け、システム改修を実施した。
- ・ まいたま防災アプリ、Twitter、Facebookにて河川水位情報等の提供を開始した。
- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル（作成例）」を改正・周知した。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 災害時医療体制の確保【保健、県土、病院】

〔計画書の記載内容〕

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。DMATの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関等と連携し、患者受入体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備等を進める。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地支援の経験がある医療スタッフの持つノウハウを共有することにより、災害医療の実践能力を高める。

○ 取組の必要性

大規模災害が発生した場合には医療需要が急激に増加することから、医療資源を最大限活用することが必要である。

○ 目指す姿

- ・ 限られた医療資源を最大限活用し、発災後の時間経過に応じた適切な医療の提供するため、平時から災害を念頭に置いた医療関係機関や防災関係機関との連携体制の構築を図る。
- ・ 幹線道路の整備や交差点改良を進め、高次医療施設へのアクセス性の向上を高め、搬送時間の短縮を図る。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 関東ブロックDMAT訓練等に参加し、災害時における他県との連携について確認した。
- ・ 災害時の医療ニーズを円滑に調整するため、県災害対策本部で活動する災害時小児周産期リエゾンと各地域で活動する地域災害医療コーディネーターを新設した。
- ・ 災害時小児周産期リエゾン、地域災害医療コーディネーターについて随時指定し、災害時に医療を円滑に行う体制を整備した。
- ・ 災害医療コーディネーター等を対象とした実践的な研修を実施した。
- ・ 災害時の対応を迅速に行うため、県保健所に新たに地域災害保健医療調整会議を設置し、会議の構成員を対象とした実践的な訓練を実施した。
- ・ 埼玉県独自のDMAT養成研修を第二次救急医療機関を対象として開催し、災害時に地域の医療をより円滑に行う体制整備を行った。
- ・ 練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線、久喜騎西線を供用開始した他、国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルートの多重化に取り組んだ。
- ・ 各県立病院において災害時を想定したトリアージ訓練等を実施し、災害が発生した時の基本的な対応について確認した。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の県立病院において、訓練を実施できなかった。
- ・ 災害時連携病院を新たに10病院指定した。

○ 行動指標

- ・ 県内医療施設（病院・診療所）の医師数（人口10万人当たり）

策定時 (H26年末)	最新値 (R2年末)	目標値 (R2年末)
152.8人 (全国最下位)	177.8人 (全国最下位)	全国最下位脱出

(埼玉県5か年計画)

※ 令和2年末時点で、全国最下位を脱するためには人口10万人当たり193.8人（46位）の医師の確保が必要である。そのためには、1,176人の医師の確保が必要である。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【保健】

[計画書の記載内容]

平常時から市町村とともに標準的予防策の徹底を啓発するとともに、消毒薬等の医薬品の備蓄を進める。さらに、感染性の強い疾病の発生に備え、資材の備蓄を行う。

○ 取組の必要性

災害時に医療需要が急激に増加する中、感染症発生による更なる医療需要の発生を回避する必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 感染症の流行に備えて、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための体制の構築を図る。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 医薬品の備蓄については、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄目標量である100.49万人分にあたる備蓄を行った。
- ・ 資材の備蓄については、新型コロナウイルス感染症の関係もあり、各医療機関が診療や検査を行うに十分な備蓄を推進した。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 道路施設の耐震化等による安全性の向上【農林、県土】

〔計画書の記載内容〕

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

○ 取組の必要性

救命活動、緊急輸送、復旧活動を迅速に実行するため、橋りょうの耐震化や計画的な修繕や更新を進める必要がある。

○ 目指す姿

- ・ 昭和55年より古い基準で建設された耐震補強が必要な橋りょうの耐震補強率を令和3年度末までに100%とする。
- ・ 県管理道路、森林管理道の安全性を高めるため、橋りょう保全計画等に定められた橋りょうなどの道路施設の計画的な修繕や更新を進めていく。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 県管理道路について96橋の耐震補強を行ない、令和3年度末時点で耐震化率99.0%（299橋／302橋）となった。環境団体や隣接県との調整、特殊な構造を有する橋りょうの補強方針検討に時間を要したため、3橋が未完了として残っている。3橋のうち1橋は令和4年度で完了予定である。残り2橋については、令和8年度までの完了を目指して引き続き対策を実施していく。
- ・ 橋りょう保全計画に定められた547橋の修繕に着手するとともに、108路線125箇所（箇所）の橋りょうの架換えを行い、安全確保を進めている。
- ・ 埼玉県森林管理道施設長寿命化計画に基づき、5路線10箇所において長寿命化事業を実施し、通行者の安全確保を進めた。また、個別施設計画策定の助成を9市町村1組合に行い、メンテナンスサイクルの構築を促した。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 道路ネットワークの整備・通行の確保【県土、都市】

[計画書の記載内容]

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行う。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、未接続道路等を整備する。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

○ 取組の必要性

災害時における道路の通行確保に向けて、平常時から道路の安全点検や連絡体制の構築、環境整備に努めるとともに、災害時の道路啓開体制の強化を進める必要がある

○ 目指す姿

- ・ 大規模災害時において道路の通行機能を確保するため道路啓開計画の実効性の確保
- ・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を図る。
- ・ 都県境における未接続道路を整備し、支援ルートの多重化を図る。
- ・ 現道拡幅やバイパス整備を行い、インターチェンジへのアクセス性を高める。
- ・ 県管理道路における電線類地中化を図り、令和3年度末までに整備延長を56.8km以上とすることを目指している。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 道路啓開計画について、発災時における初動活動の円滑かつ確実な実施体制を確保するため、道路管理者及び関係者による検討会や調整会議により、課題の抽出や連携強化を図るとともに、道路管理者および建設業協会などによる道路啓開訓練を実施し、実効性を高めた。
- ・ 練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線の供用開始や国道407号鶴ヶ島日高バイパスの部分供用を行った他、国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルートの多重化、インターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。
- ・ 県管理道路の電線類の地中化において延長6.4kmの整備を行ない、令和3年度末時点で整備延長が58.5kmとなった。
- ・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、県及び特定行政庁市による協議会において情報共有を図った。
- ・ 耐震診断・改修工事費等に対する助成、緊急輸送道路の沿道建築物の所有者へ直接訪問による働きかけを実施し、耐震化に向けた啓発を行ったが、県が重点的に耐震化を進めている重点路線においては対象建築物58棟のところ、令和3年度末時点で耐震化済が22棟にとどまっている。

○ 行動指標

- ・ 県管理道路整備箇所の新雑時平均旅行速度

策定時 (H26年度末)	最新値 (R2年度末)	目標値 (R3年度末)
26.8 km/h	33.6 km/h	34.3 km/h

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

目指す姿の達成に向けておおむね順調に進んでいるが、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については努力を要するものと評価している。

取組 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化 【環境、農林、下水】

[計画書の記載内容]

下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進める。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水を全て処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行う。

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管きよやポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行う。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施する。

災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

○ 取組の必要性

災害時においても、汚水処理の停止による衛生状態の悪化を回避するため、汚水の適切な処理と施設の災害対応力強化が必要である。

○ 目指す姿

- 生活排水処理人口普及率を令和7年度末までに100%とする。
(内訳：浄化槽12.1%、農業集落排水1.1%、下水道86.7%)
- 災害対応力強化については、県が管理する流域下水道について令和5年度末までにポンプ場の耐震化等による流下機能の確保、終末処理場の流入から放流までの水処理施設の1系列以上の耐震化を目指す。
- 県内の下水道における災害時支援に関するルールを定め、実動訓練及び図上訓練の実施により、応急対応への課題を抽出し対策を図る。

○ 平成29～令和3年度の取組

- 令和3年度末の生活排水処理人口普及率は93.6%となった。平成29年度の91.7%から1.9%（年平均約0.5%）増加した。
- 下水道については未普及解消に取り組む市町村に対する整備促進の技術的支援と国の交付金の活用を進めた。
- 農業集落排水については国の交付金を活用した農業集落排水処理施設整備を進め、農業集落排水整備区域に位置付けられている区域の整備率は100%（地区数ベース）となった。

○ 評価

目指す姿の達成に向けておおむね順調進んでいるが、生活排水処理人口普及率については努力を要するものと評価している。

取組 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【保健、企業】

[計画書の記載内容]

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援する。

県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取り水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進める。

○ 取組の必要性

災害の発生により給水停止が長期化する事態を回避するため、安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 基幹管路の耐震適合率を令和3年度末までに63%とする。
- ・ 県営水道については、災害や水質事故時でも水源の水質を把握し適正な浄水処理を実施するとともに、水処理施設の耐震化を令和4年度末までに完了し、貯水タンクの整備を進め、688万人相当の水を令和3年度末までに確保する。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 水道施設の耐震化や更新を推進するため、補助事業に関する説明会の開催や個別相談・立入検査を通じて、水道事業者に対して指導・助言を実施したが、国の補助制度における補助率の変更（1/3→1/4）の影響もあり、基幹管路の耐震適合率（水道事業者及び県営水道を合わせた割合）は、令和2年度末時点で48.0%となり、平成28年度末時点の43.0%から、5.0%増加した。
- ・ 県営水道については、水源水質の定期的な監視、毒物監視装置による水源河川の常時監視を進めた。
- ・ 県内5浄水場の水処理施設の耐震補強を実施し、114施設中105施設の耐震化が完了した。
- ・ 新三郷浄水場・吉見浄水場の非常用自家発電設備の整備を実施し、県内5浄水場において整備が完了した。
- ・ 大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・高倉中継ポンプ所の貯水タンクを増設した。

○ 行動指標

- ・ 備蓄水量の確保

策定時 (H28年度)	最新値 (R3年度)	目標値 (R3年度)
627万人分	688万人分	688万人分

(埼玉県5か年計画)

○ 評 価

県営水道の取組については目指すべき姿を達成したが、基幹管路の耐震適合率の向上については目指すべき姿を達成できなかった。引き続き、安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化に取り組んでいく。

取組 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機、保健】

[計画書の記載内容]

災害時公衆衛生活動マニュアルに基づき、平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や職員派遣に関する整備等を進める。

平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。公益社団法人埼玉県獣医師会や民間企業と災害発生時に備えた連携を深める。

市町村に対し、避難所運営マニュアルの策定を支援する。

○ 取組の必要性

災害の発生により避難所の生活環境が悪化する事態を回避するため、避難所の公衆衛生と生活の質の確保が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 県内全保健所において、災害発生時の初動体制の早期確立と、災害が長期化した際の公衆衛生活動の継続を目指す。
- ・ 災害時に飼い主とともに避難する動物を受け入れる避難所が各市町村にあることで、安心してペットを連れた避難が行われ、避難所では飼い主による避難動物の適正な飼養管理が行われる。
- ・ 市町村の避難所マニュアル作成率を令和3年度末までに100%とする。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 県内の拠点保健所を中心に、大規模災害を想定したシミュレーション訓練を実施し、急性期と慢性期、それぞれに焦点をあて、医療機関、消防、警察、行政機関等の職員との連携構築を図った。
- ・ 地域の災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、「災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針」を定めた。
- ・ 県内保健所及び保健医療部内関係課職員を対象として、地域における災害時医療体制の整備や各保健所での取り組みに関する情報交換会を開催した。
- ・ 県保健所を対象に、災害時公衆衛生活動マニュアルに基づいた本課との通信連絡訓練や、防災行政無線を使用した通信連絡訓練を行った。
- ・ これまでのDHEAT研修修了者を対象に、新型コロナウイルス感染症発生時の災害対応や災害が長期化した際の公衆衛生活動の継続を目指した動画視聴による研修を実施した。
- ・ 国が開催するDHEAT研修ファシリテーター研修に2名派遣し、修了者がDHEAT研修を運営、ファシリテートする形でDHEAT基礎研修を実施した。
- ・ 保健所に自家発電装置を設置し、避難所や在宅住民等の医療、保健、福祉のニーズに対応する拠点である保健所の機能を、停電時にあっても3日間維持できる体制を確保した。

- ・ 動物愛護週間啓発キャンペーン等を実施し、動物防災啓発リーフレットを県民へ配布した。
- ・ 県内市町村防災担当課職員等を対象とした動物防災研修会を開催した。なお、令和2年度、令和3年度は新型コロナの影響により開催を見送った。
- ・ 市町村・避難所管理者向け「ペット同行避難ガイドライン」を作成し、市町村に提供した。
- ・ 市町村向けアンケートを実施し、53市町でペットを同行した避難者を避難所に受入れることを確認した。
- ・ 一般飼い主向け「ペット同行避難ガイドライン」を作成し、HP等により公表した。
- ・ 市町村に対して、県で作成した「避難所の運営に関する指針」を示し、会議等を通じて作成について働きかけ、マニュアル作成率は平成30年度末時点で100%となった。
- ・ 「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」を策定し、市町村に周知を行い、コロナ禍における市町村の避難所運営マニュアル改定支援を行った。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 平常時からの農業生産の確保【農林】

[計画書の記載内容]

防災重点ため池を含む農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。自治会や水利組合、土地改良区等へ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。

○ 取組の必要性

災害の発生により農業の生産力が大幅に低下する事態を回避するため、平常時から農業施設対策を進めることが必要である。

○ 目指す姿

- ・ 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回った農業用ため池を令和3年度までに8箇所耐震化する。
- ・ 基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新
- ・ 地域の共同活動による農道・農業用排水路等の維持管理・保全を通じて、農業・農山村の多面的機能の向上発揮を図る。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 全ての防災重点ため池において緊急事態時の連絡網を作成し、大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合の災害対応事務や連絡系統の確認を行った。
- ・ 農業用ため池10箇所の耐震対策工事が完了した。
- ・ 基幹的農業水利施設については、各地域機関により次期対策の優先施設の選定を行った。
- ・ 多面的機能支援事業により、5,183ha(累計18,224ha)の農地等の保全に対する地域の共同活動への支援を行った。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 平常時からの産業創出【産労】

[計画書の記載内容]

本県の「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を展開するとともに、本県への企業立地を促進する。立地企業に対しては操業前後のフォローアップを行い、企業の要望を適切に関係機関につないでいく。これにより企業の集積や操業環境の向上を図る。

○ 取組の必要性

災害の発生により、生産力が大幅に低下する事態を回避するため、平常時から強い産業の創出が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 先端産業創造プロジェクトの支援を受けた企業による製品化を令和3年度末までに80件を目指す。
- ・ 平成29年度から令和3年度末までに新規の企業立地件数250件を目指す。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 平成29年度～令和2年度に新技術・製品化開発補助金等を受けて開発を行う企業を65件採択した。なお、平成26年度のプロジェクト開始から令和2年度にかけては131件採択している。
- ・ 令和3年度にデジタル技術活用製品開発費補助金を受けて開発を行う企業を7件採択した。
- ・ 先端産業創造プロジェクトの支援を受けた企業による製品化が令和3年度末までに74件行われた。
- ・ 展示会への出展支援や先端産業支援センター埼玉における相談対応等により、企業の事業化・販路開拓を支援した。
- ・ 新規の企業立地について、各年度50件以上の企業立地を達成した。
- ・ 立地企業へのフォローアップについて、人材確保や周辺インフラなど企業から相談が寄せられた際、関係機関に適切につなぐことで対応した。

○ 行動指標

- ・ 新規の企業立地件数

	最新値 (H29～R3年度累計)	目標値 (H29～R3年度累計)
-	313件	250件

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 金融機能・産業機能の維持【産労】

〔計画書の記載内容〕

県産業振興公社と連携して、県内中小企業に対し、セミナーやホームページでの広報によりBCPの普及を進めるとともに、策定を希望する中小企業への個別支援を行う。

県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時における民間企業の事業継続を支援する。

○ 取組の必要性

災害発生時において、経済活動の機能を維持するため、金融機能・産業機能の維持が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 県内中小企業におけるBCPの策定支援 や県制度融資による円滑な資金供給により、被災企業の事業継続を目指す。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 県産業振興公社と連携してBCPセミナーを実施した。
- ・ BCPの策定を希望する企業に対して個別支援を実施し、支援企業においてBCPが策定された。また、85件の事業継続力強化計画を認定した。
- ・ 中小企業支援センターの相談業務について、1,246件の相談に対応した。
- ・ 経営安定資金（災害復旧関連）などの県制度融資について、ホームページやパンフレット等により周知した。
- ・ 東日本台風で被害を受けた中小企業に対し、新たな緊急融資枠を設けるとともに、融資限度額を引き上げることで、災害復旧に向けた円滑な資金調達を支援した。
- ・ 被災時の民間企業の事業継続を支援するため、県制度融資における経営安定資金の融資枠を十分に確保し、事業者の資金需要に万全を期した。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 空き家対策の促進【都市】

〔計画書の記載内容〕

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援する。

○ 取組の必要性

災害の発生により市街地の各所で火災が発生した場合、大規模延焼に至らないようにするためには、空き家対策が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 市町村の老朽空き家対策及び空き家利活用対策が進むことを目指す。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 県、市町村、関係団体で構成する連絡会議を通じて市町村に空家等対策計画作成、空き家バンク設置等を働きかけた。
- ・ その結果、空家等対策計画は35市町村が新たに策定し、令和3年度末時点で45市町村となり、老朽空き家がもたらす問題に総合的に対応する体制を整えた。
- ・ 空き家バンクが設置された市町村は、令和3年度末時点で53市町村となった。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

取組 農業用ため池等の防災対策【農林】

〔計画書の記載内容〕

防災重点ため池（堤高1.5m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。

大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合、担当職員以外でも災害発生時の対応ができるよう、災害対応事務や連絡系統の確認を行う。

○ 取組の必要性

地震で農業ため池の施設が損壊することにより農業ため池の水の流出する事態を回避するため、農業ため池等の防災対策が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回った農業用ため池を令和3年度までに8箇所耐震化する。
- ・ 防災重点ため池（244箇所：令和3年5月時点）についてハザードマップを作成する。
- ・ 農業用ため池の防災情報連絡体制を整備する。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 全ての防災重点ため池において緊急事態時の連絡網を作成し、大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合の災害対応事務や連絡系統の確認を行った。
- ・ 農業用ため池9箇所の耐震対策工事が完了した。
- ・ 農業用ため池1箇所を廃止した。
- ・ 農業用ため池244箇所のハザードマップを作成した。
- ・ 大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合の災害対応事務や連絡系統の確認を行った。また、ため池以外の農業水利施設についても、連絡系統の確認を行った。

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

目指すべき姿を達成したが、引き続き、農業ため池等の防災対策に取り組んでいく。

取組 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【農林、県土】

[計画書の記載内容]

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行う。堤防やダム等を定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施する。雨水を地中に浸透させる取組も行う。

防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定する。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進める。

○ 取組の必要性

地震や超過降雨による洪水調整機能の大幅な低下や大規模な被害の発生を防ぐため、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 着実に浸水被害を減少させるため平成28年度から令和3年度末までに事業効果の高い河川10kmを整備する。
- ・ 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回った農業用ため池を令和3年度までに8箇所耐震化する。
- ・ 土砂災害警戒区域の更新の実施を行う。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 事業効果の高い河川を11.4km整備した。
- ・ 調節池の3箇所供用開始、排水機場の長寿命化工事を32箇所実施、雨水浸透枳を611基設置した。
- ・ 農業用ため池9箇所の耐震対策工事が完了した。
- ・ 土砂災害警戒区域等を868箇所指定し、令和3年度末時点で土砂災害警戒区域5,225箇所、土砂災害特別警戒区域4,711箇所が指定済みとなった。
※土砂災害警戒区域指定完了
- ・ 要配慮者利用施設等を守るために土砂災害防止施設を優先的に整備した。（整備率13.5%）
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定があった市町に対してハザードマップ作成方法を支援

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

目指すべき姿を達成したが、引き続き、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化をしていく。

取組 防災活動拠点等の強化【危機、県土】

[計画書の記載内容]

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路等を整備し、ルート多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

○ 取組の必要性

行政自らが被災した場合においても、災害対策本部等が迅速かつ確実に機能する体制を確保するため、防災活動拠点等の強化が必要である。

○ 目指す姿

- ・ 災害対策本部等が災害時に機能するよう訓練の実施や体制を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化率を令和3年度末までに100%とする。
- ・ 都県境における未接続道路を整備し、支援ルートの多重化を図る。
- ・ 現道拡幅やバイパス整備を行い、インターチェンジへのアクセス性を高める。

○ 平成29～令和3年度の取組

- ・ 災害対策本部が設置される県庁舎について、大規模災害時の長期停電などにも対応できるように非常用都市ガス発電機を危機管理防災センター内に整備した。
- ・ 埼玉県業務継続計画の実効性を確保するため、部局ごとに図上訓練を実施するとともに、災害時の職員参集状況等の迅速な把握に向けた訓練を実施した。
- ・ 市町村の業務継続計画策定が進むように働きかけを行い、平成30年度までに全市町村で策定された。
- ・ 庁舎等の防災活動拠点等の耐震化が促進されるよう、交付金や起債等の活用について助言するなど、市町村に働きかけた。
- ・ 耐震化されていない防災拠点となる県有建築物については、耐震改修工事を実施し、令和3年度末で耐震化率100%となった。
- ・ 練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線の供用開始や国道407号鶴ヶ島日高バイパスの部分供用を行った他、国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルートの多重化、インターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。

○ 行動指標

- ・ 防災拠点となる公共施設（県及び市町村）の耐震化率

策定時 (H26年度末)	最新値 (R2年度末)	目標値 (R3年度末)
91.9%	97.0%	100%

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。